

宮城県私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第7条第1項の確認を受けた宮城県内に所在する私立専門学校（独立行政法人及び地方独立行政法人が設置するものを除く。以下「私立専門学校」という。）の設置者に行う法第8条第1項の規定に基づく授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免（以下「授業料等減免」という。）に要する費用の補助金交付については、法、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号。）、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 宮城県私立専門学校授業料等減免費補助金（以下「補助金」という。）は、私立専門学校の設置者における授業料等減免に要する費用について知事が交付し、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 知事は、前条の目的を達成するため、私立専門学校の設置者が、省令で定める基準及び方法により特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があると認定した者に授業料等減免を行うために要する経費を交付するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする私立専修学校の設置者は、別に定める日までに、交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を交付決定通知書（別記様式第2号）により私立専門学校の設置者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の交付決定の通知を受けた私立専門学校の設置者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 私立専門学校の設置者は授業料等減免に係る業務及びこれに附帯する業務を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、授業料等減免の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(交付の変更)

第8条 私立専門学校の設置者は、第5条の交付決定の内容及び配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が交付目的の達成をより効率的にする場合で、授業料等減免の目的を変えない範囲内において行う場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及び配分の変更を承認するときは、変更交付決定通知書(別記様式第4号)により、私立専門学校の設置者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付すことができるものとする。

(中止又は廃止)

第9条 私立専門学校の設置者は、授業料等減免を中止又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遅延の届出)

第10条 私立専門学校の設置者は、授業料等減免が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は授業料等減免の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延報告書(別記様式第6号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、私立専門学校の設置者に対し、授業料等減免の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告)

第12条 私立専門学校の設置者は、補助金の対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、その日(廃止の承認を受けた場合には、廃止の承認があった日から30日を経過した日)から1月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合に、当該報告書の審査及び必要に応じて調査を行い、その報告に係る事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(別記様式第8号)を私立専門学校の設置者に通知するものとする。

- 2 知事は、私立専門学校の設置者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、私立専門学校の設置者に対し、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第 14 条 補助金は、規則第 13 条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第 15 条ただし書の規定に基づき概算払により交付することがある。
- 2 私立専修学校の設置者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第 9 号）又は補助金精算払請求書（別記様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

- 第 15 条 知事は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 5 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 私立専門学校の設置者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 私立専門学校の設置者が、補助金を授業料等減免以外の用途に使用した場合
 - (3) 私立専門学校の設置者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、私立専門学校の設置者に対し、当該命令に係る補助金を私立専門学校の設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を私立専門学校の設置者が納付する日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、第 1 項第 4 号に掲げる場合は除くものとする。
 - 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、本要綱第 13 条第 3 項の規定を準用する。

(帳簿関係書類等の整備)

- 第 16 条 私立専門学校の設置者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を、交付を受けた年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

(その他)

- 第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月27日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。